

Vamos 福島ホワイトリバーフットボールクラブ規約

第 1 章 名称及び事務局

(名称)
第 1 条

この会は、Vamos 福島ホワイトリバーフットボールクラブと称する。
〈以下ホワイトリバーFCと略す〉

(事務局)
第 2 条

ホワイトリバーFCの事務局は、VAMOS 福島スポーツクラブ事務所所在地〈福島県白河市五番町川原95-1 酒巻コーポ内C-5号〉におく。

(母団体)
第 3 条

ホワイトリバーFCは、母団体であるVAMOS 福島スポーツクラブ（総合型スポーツクラブ）が管理統括する。所在地は同じ。

第 2 章 組 織

(組織)
第 4 条

ホワイトリバーFCは、代表者・指導者・各クラス選手・全保護者が一体となって組織を運営していく地域に根ざした少年・少女サッカークラブである。

第 3 章 目的及び活動内容

(目的)
第 5 条

ホワイトリバーFCは、サッカーというスポーツを通して、地域の少年・少女の健全育成を主たる目的として活動する。と同時に、地域住民の生涯スポーツの一翼を担う。サッカーの技術の向上とクラブ員相互（選手・保護者）の親睦を図ることを目的とする。

第 6 条

ホワイトリバーFCは、第5条の目的を達成するために、次の活動を行う。
(1) 福島県サッカー協会（日本サッカー協会）4種領域に加盟しての活動。
(2) 各種大会への積極的な参加。
(3) 地域の自治体及び各種団体と協力して、少年・少女の健全育成に有効な活動を積極的に行う。
(4) サッカーを媒体にして、広範囲にわたっての交流を行う。
(5) その他、目的を達成するために必要な活動を行う。

第 4 章 会 計

(資産)
第 7 条

ホワイトリバーFCの資産は、次の通りとする。
(1) クラブの入会金及び継続費 (2) 月会費
(3) 資産調達活動利益費（企業寄付など） (4) VAMOS 福島スポーツクラブ運営資金
(5) その他

(収支決算)
第 8 条

ホワイトリバーFCの収支決算は、毎月会計担当者が決算し代表の監査を受ける。会員各位に収支決算を提示することはない。

第 5 章 運 営

(運 営)
第 9 条

このクラブの運営は、母団体であるVAMOS 福島スポーツクラブの会長（クラブ代表）並びに会長（クラブ代表）が任命したスクール部の指導者及び庶務会計担当が運営する。尚、上記の会長（クラブ代表）及び指導者及び会計を併せて当クラブのスタッフと呼ぶ。

〈スタッフ役職並びに氏名〉

【クラブ代表者】 遠藤 淳
【指導者】 遠藤 淳・本間清己・津川健太郎・遠藤 優・遠藤 走・遠藤 海
【アドバイザー】 遠藤 純 【庶務会計】 竹内道夫
【送迎担当】 遠藤 淳・竹内道夫

（上記スタッフは、母団体であるVAMOS 福島スポーツクラブの会長〈遠藤淳〉スクール部理事〈本間清己・津川健太郎・遠藤 優・遠藤 走・遠藤 海・遠藤純〉・会計〈竹内道夫〉・監査〈遠藤陽子〉を兼務する。）

第 6 章 会 議

(会議の種類)
第 10 条

ホワイトリバーFCの会議は、定例のスタッフ会を以て会議とする。

(臨時保護者会)
第 11 条

クラブのイベント（大会主催他）などに際し、代表から保護者に対して協力要請があった場合、文書又はメール又はクラブホームページにより指定された日時で会を行う。

第 7 章 入会資格

(入会資格)

第 12 条

- (1) サッカーが大好きな少年少女(年中・年長児～小学6年生まで)なら誰でも入会できる。国籍及び性別は問わない。
- (2) 第12条(1)の条件を満たし、更に、保護者の方が我がクラブの活動方針に賛同し、クラブの活動に積極的に参加出来るご子息で(1)の条件に適している者なら誰でも入会できる。

(入会手続き)

第 13 条

- (1) 入会申込書に必要事項を記入し提出する。その際、保護者の捺印がない場合には、受理されない。
 - (2) 各クラスに応じた入会金他を代表へ直接納入する。
- 以上の2点が完了した段階で、ホワイトリバーFCの一員となる。

(退会手続き)

第 14 条

- ホワイトリバーFCを退会する場合には、口頭で直接代表に申し出て、その旨を受理された段階で、退団とする。その際、以下のものは、如何なる理由があろうとも、返却しない。
- (1) 入会金(継続費)
 - (2) 月会費<当月に納めたもの>
 - (3) ホワイトリバーFCの公式戦用ユニフォーム
 - (4) クラブの練習用具他

(強制退会)

第 15 条

ホワイトリバーFCの名誉を傷つける言動や行動があった場合、並びにクラブ内の風紀を乱すような言動や行動があった場合、クラブ代表の権限で強制的にクラブを退会させる処置を講じる。尚、その際、第14条の(1)～(4)は返却しない。

第 8 章 継続手続き

(継続手続き)

第 16 条

- 我がクラブの主旨に賛同し、次年度も継続してご子息をクラブに所属し活動させたい場合には、以下の手続きを踏むこと。
- (1) 継続申込書の作成・提出
 - (2) 入会希望クラスに関わる継続費用の納入

第 17 条

何らかの理由で途中退会し、再び入会する場合には、継続者扱いはされず、新規入会者と同じ扱いを受ける。

第 9 章 本規約の変更

第 18 条

この規約は、スタッフの決議で変更される。

第 10 章 その他

(小学生のみの平日のトレーニング送迎)

第 19 条

平日のトレーニング時の送迎は、原則として各家庭で責任を持って行うが、申し出があればクラブ車又は送迎のための借用車での送迎も行う。ただし、その際は申し込む段階で「スクール送迎利用承諾書」に署名捺印提出した方のみ利用することができる。

☆「トレーニング送迎利用承諾書」に署名・捺印することにより、送迎の際に不慮の事故が起きた場合、損害賠償などのいかなる訴訟も起こさないことを確約する。

(試合送迎)

第 20 条

試合(遠征・大会参加)などの送迎は、原則としてクラブバス又は他団体所有借用バスを使用する。ただし、集合・解散場所までの送迎は、各家庭で責任を持って行う。(大会が重複し、クラブバスも借用バスも使用できない場合などは、各家庭に送迎を依頼することもある。)

☆バスを利用する際には、事前に「試合(大会他)参加承諾書」を配布し各保護者の方々に必要事項を記入し捺印をして頂く。

☆「試合(大会他)参加承諾書」に署名・捺印することにより、送迎の際に不慮の事故が起きた場合、損害賠償などのいかなる訴訟も起こさないことを確約する。

(大会参加及び遠征試合)

第 21 条

大会及び遠征試合などに参加する場合には、事前に「試合(大会他)参加承諾書」を配布し各保護者の方々に必要事項を記入し捺印をして頂く。

☆バスを利用する際には、第20条に記載済み。

☆「試合(大会他)参加承諾書」に署名・捺印することにより、送迎の際に並びに宿泊期間中他に不慮の事故が起きた場合、損害賠償などのいかなる訴訟も起こさないことを確約する。

(入会の際の購入物)

第 22 条

- 入会の際に、購入する物は以下の通りである。
- ① トレーニング着 青・白色各1式
 - ② トレーニングウェア3点セット
 - <以下トップクラスのみ>
 - ③ ピステ上下
 - ④ ウィンドブレーカー上下

第 11 章 補 助

第 23 条

本規約は、2008年4月1日から実施される。